

島根県報

号外第九九号

平成十五年八月十二日

(火曜日)

監査公表

平成十四年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

目 次

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により実施した平成十四年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第十二項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十五年八月十二日

島根県監査委員	島
田 三 郎	田
中 村 芳 信	中
同	同
品 川 卯 一	品
同	同
生 田 洋 一	生

平成14年度 財政的援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項 ・ 意 見	措 置 状 況
<p>【学校法人坪内学園・同志舎】 総務部総務課 総務部総務課に対する意見</p> <p>①補助金交付基準について</p> <p>この事業の補助金は、交付単価に各学校の生徒数を乗じて算定されているが、私立専修学校教育活動費補助金交付基準においては、「予算総額を各学校の生徒数に応じて配分する」と規定されているのみであり、交付単価について基準上明記する必要がある。</p> <p>なお、医療看護系、福祉系、経理事務系等それぞれの学校の教育内容等が異なることにより生ずる運営費の差異に着目した補助金のあり方も併せて検討されたい。</p>	<p>平成15年3月に、交付基準について予算上の単価積算基準を記載する内容の修正を行った。</p> <p>今後の検討課題の一つとする。</p>
<p>【社団法人島根県トラック協会】 企画振興部交通対策課 社団法人島根県トラック協会に対する指摘事項</p> <p>①支払事務について</p> <p>トラック協会旅費規程では、「日当は、市内を除く用務が4時間以上にわたる場合に支給する」となっているが、平成13年5月26日松江市で開催された県総合防災訓練に参加した役員に日当4,000円を支給している。</p> <p>社団法人島根県トラック協会に対する意見</p> <p>①繰越金について</p> <p>運輸事業振興助成交付金会計で当該年度の補助金を超える1億4千万円余の多額の繰越金が発生しているので、トラックのDPF（ディーゼル車の排ガス中の微粒子除去装置）の取付費の補助等の環境対策事業をさらに充実させるなど有効な活用を図られたい。</p>	<p>規程外の支給を行ったことについては、御指摘のとおりであるが、支給を行った役員は事務局以外の非常勤役員であり、その非常勤役員が交付金事業に係る業務に従事したことから、常勤事務員とは異なり非常勤の立場からの参加ということを考慮して規程外の支給を行った。</p> <p>今後は、このような事態が度々想定されることから、支給可能に向けた規程全般の見直しを行うこととする。しかし、規程の見直しについては、総務委員会及び理事会等諸機関の承認が必要なことから、諸機関の承認を受け規程の見直しを図りたい。</p> <p>御意見を頂いた1億4千万円余の繰越金の有効活用については、東京都等の環境条例が本年10月1日より施行されることから、当協会としても会員事業者の環境対策の推進を図るために、繰越金から約1千万円の予算計上を行い、トラックのDPF（ディーゼル車の排ガス中の微粒子除去装置）の取付費に対する助成を行うこととした。しかし、この助成については、兵庫県等でも環境条例制定の動きがあることから、年度内の補正を含め来年度以降については、助成負担の増加は必至と見られる。</p> <p>また、本年9月から装着が義務化される速度抑制装置についても、当協会では、会員事業者の費用負担の軽減を図るために、繰越金から約3千万円を予算計上</p>

	し対応するなど繰越金について有効に活用を図っている。
<p>【島根県地域医療推進協会】健康福祉部医療対策課 健康福祉部医療対策課に対する意見</p> <p>①地域医療推進協会への補助金について</p> <p>各病院の医療機器への補助金を検討する審査部会の委員は、6人全員が健康福祉部等県の職員で構成されており、実質的に県が検討したのと同じ状態である。</p> <p>また、補助金等を決定する協会の委員にその交付を受ける者の関係者等が多数含まれており、客観性、公正性に疑問が残る。しかも交付を決定する会議は代理出席が多く形式的に行われ、運営は形骸化している。</p> <p>一方、当該基金は年度末において基金残高が3億5千万円になるように毎年度末に県が協会に対して補助しているが、この基金から翌年度末に各病院へ交付されるまで約1年間資金が積み立てたままになっており非効率である。</p> <p>当該協会の事務局職員は、医療対策課の県職員が兼ね事務処理に手数がかかるうえに、事務費等運営費も協会があることに伴い余分に県が負担することとなっている。今後、協会経由ではなく、県から直接病院へ補助したとしても所期の行政目的は達成できる。新行政システムの趣旨である簡素で効率的な行政を進めていくためには、この協会は廃止し、県が直接補助すべきである。</p>	<p>補助金の執行方法については、基金の効率的な運用、ペイオフに向けた適正管理の観点から県の直接補助方式で検討している。</p> <p>協会のあり方については、へき地医療提供体制確保等の喫緊の課題に対応するため、協会が担うべき役員や機能について検討しているが、適切な役割等の整理が困難な場合は、廃止の方向で検討する。</p>
<p>【浜田港振興会】商工労働部商工政策課 商工労働部商工政策課に対する意見</p> <p>①貿易アドバイザー確保について</p> <p>浜田港振興会の貿易アドバイザーについては、定期コンテナ航路の開設、利用者の拡大に大きな役割を果たしてきており、ポートセールの推進に当たっては、経験豊富な適任者の確保が不可欠であるので、今後任期付県職員採用制度の活用も検討されたい。</p> <p>また、今後のポートセールスの一層の充実を図るため、貿易アドバイザーのノウハウ等をもとにマニュアル化を図る必要がある。</p>	<p>任期付県職員採用制度の活用について…貿易アドバイザーについては、平成12年11月から日本通運(株)の協力のもと、浜田港振興会に常駐してもらい、釜山港との国際定期コンテナ航路の開設、利用者の拡大に大きな役割を果たしてきている。</p> <p>貿易アドバイザーを中心としたポートセールスにより、浜田港の利用は、貿易相手国、取扱貨物量共に着実に増えてきているが、目標としている20TEUコンテナ50本には及ばない状況にある。</p> <p>これは、この地域の経済基盤からしてベースカーゴ(主力貨物)を見込むことができないことが大きな要因であり、目標達成のためには、小さな貨物を少しずつ確実に積み上げることが必要で、地元企業はもとより、対岸諸国へのポートセールスに積極的に取り組まなければならない。</p> <p>このためには、貿易アドバイザー個人の経験、専門</p>

的なノウハウ、人脈はもとより、派遣元の日本通運(株)の社を挙げてのバックアップ体制、国内はもとより世界各国に広がった物流ネットワークが、目標を達成し、国際定期コンテナ航路が安定するまでは、不可欠であると考えている。

今後とも浜田港の利用促進に向け、効果的なポートセールス体制を費用対効果等の観点も踏まえ、高度の専門性を備えた民間の人材の活用について、任期付県職員採用制度を含めて検討していきたい。

ポートセールスのマニュアル化について…「浜田港ポートセールスマニュアル」については、既に作成し活用しているが、より使いやすく、効率的なポートセールスに役立つように、常に見直しを行っている。

**【財団法人島根県教職員互助会】教育庁福利課
財団法人島根県教職員互助会に対する指摘事項**

①事務処理の改善について

業務経理及び短期経理会計において、収支計算書と損益計算書の額が突合せず、誤った処理が行われているので、会計事務処理及び管理を徹底すること。

財団法人島根県教職員互助会に対する意見

①互助会の構成員について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員の他に県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等(平成13年4月1日現在9,212人中405人)が含まれているので、是正すること。

②補助対象者について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員以外の県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。

③補助対象給付事業等について

社会情勢の変化に伴い、退会還付金、単身会員給付金、医療費補助金、リフレッシュ助成金、健康奨励費等補助金の対象としての給付事業を抜本的に見直すこと。

④給付金等の明文化について

給付規程において定めた以外に「その他理事会が認めた給付」として会員に直接交付する給付金等があり、給付規程に具体的に盛り込むなど明文化すること。

今後適正な事務処理を努める。なお、指摘を受けた平成13年度決算書については、平成15年3月28日開催した理事会において修正の承認を受けた。

構成員について、近県の実例も参考としながら関係団体と協議中である。

県費補助金対象職員と補助対象外職員別に平成15年度から経理を区分し、補助対象者の明確化を図った。

教職員互助会補助金交付要綱の改正を受け、平成15年度は改正後の要綱により、退会還付金、単身会員給付金、医療費補助金、健康奨励賞は、補助金対象外として事業を実施している。

給付規程に明文化していなかった補装具購入費助成金を給付規程に盛り込む規程の改正を行った。(平成15年4月1日改正)

⑤資金管理について

互助会は、資金として約300億円以上の多額な資金を保有している。この資金の運用において、預金についてはペイオフ対策の確実な実施、債券運用に当たっては格付機関の情報等により厳格な運用を行うこと。

教育庁福利課に対する意見**①互助会の構成員について**

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員の他に県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等（平成13年4月1日現在9,212名中405名）が含まれているのでその是正について見直すこと。

②補助対象者について

「職員の互助会に関する条例」第2条に規定する職員以外の県体育協会の職員、公立幼稚園の教諭等に対しても、補助金の対象になっているので見直すこと。

③補助対象給付事業等について

社会情勢の変化に伴い、退会還付金、単身会員給付金、医療費補助金、リフレッシュ助成金、健康奨励費等補助金の対象としての給付事業を抜本的に見直すこと。

平成13年11月に資産運用管理委員会を設置し、安全運用に努めることとした。その後、資金運用管理基準を設け、また、平成15年4月から金融経験者を資金管理専門員として任用するなど改善を図っている。

県条例に係る他の団体（職員互助会・警察互助会）と協議中である。

平成15年度から県費補助金の対象職員と対象外職員とを明確に経理区分した。

平成15年度から教職員互助会補助金交付要綱の改正をし、補助対象事業を明確かつ限定した。

なお、退会還付金、単身会員給付金、医療費補助金、健康奨励賞は、補助金対象事業から除いた。

